

地域密着型特別養護老人ホーム かのこ

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

運営規程

社会福祉法人 来島会

# 地域密着型特別養護老人ホーム かのこ 運営規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 来島会（以下「本会」という。）が運営する 地域密着型特別養護老人ホーム かのこ（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

## (事業の目的)

第2条 この事業の目的は、居宅において常時介護を受けることが困難な要介護者等を施設に受け入れ、適正な施設サービスを提供することとする。

## (事業の基本方針)

第3条 施設は、入居者に対し健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により適切なユニット型地域密着型施設サービスを提供するよう努めるものとする。

2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「地域密着型施設サービス」という。）を提供するものとする。

3 施設は、入居者個々の地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連續したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的環境を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう努めるものとする。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設のほか、地域内の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

## (施設の名称及び所在地)

第4条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 地域密着型特別養護老人ホーム かのこ
- (2) 所在地 愛媛県今治市宮ヶ崎甲 700 番地 1

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

## ① 職種及び員数（短期入所含む）

職種	人 員	
	特別養護老人ホーム	短期入所
施設長(管理者)	1名（兼務）	1名（兼務）
介護職員	9名以上	4名以上
看護職員	1名以上	
介護支援専門員	1名	
生活相談員	1名	
機能訓練指導員	1名	
管理栄養士	1名	
医師(嘱託)	1名	

※当施設では、厚生労働省の定める指定基準及び今治市条例を遵守しサービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。ただし、員数については基準を下回らない範囲で変動します。

## ② 職務内容

施設長（管理者）	本会理事長の命を受け、施設の業務を統括するとともに、施設職員の指揮監督及び管理運営に当たる。
介護職員	入居者の介護、日常生活上の世話、レクリエーション等のサービス提供に当たる。
看護職員	入居者の看護、健康管理及び日常生活上の世話に当たる。
介護支援専門員	介護計画の作成と介護の進行管理、評価に当たる。
生活相談員	入居者の生活向上のための相談、助言その他の援助に当たる。
機能訓練指導員	入居者の機能訓練の指導に当たる。
管理栄養士	栄養ケアマネジメント及び給食業務の管理に当たる。
医師（嘱託）	入居者の健康管理、診療及び保健衛生の指導に当たる。

### （職員の勤務体制等）

第6条 施設の職員の勤務体制は、本会就業規則に定めるところによる。

- 施設長は毎月の勤務表を前月25日までに作成し、当該職員に周知するものとする。
- 施設におけるサービスの提供は、直接施設の職員によって行う。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 施設長は、施設の職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

### （入居定員）

第7条 施設の入居者の定員は、29名とする。

### （ユニットの数及びユニット毎の定員）

第8条 ユニットは3ユニットで構成し、ユニット毎の定数は以下のとおりとする。

- 1階Aユニット 9名
- 2階Bユニット 10名
- 2階Cユニット 10名

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 施設は、地域密着型施設サービスの提供の開始に際して、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第10条 施設は、正当な理由なく地域密着型施設サービスの提供を拒んではならない。

(受給資格等の確認)

第11条 施設は、地域密着型施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮して、地域密着型施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意向を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(入退所)

第14条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、地域密着型施設サービスを提供するものとする。

2 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。

3 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討するものとする。

4 前項の検討に当たっては、介護職員、看護職員、介護支援専門員、生活相談員等の職員間で協議しなければならない。

5 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。

6 施設は、入居者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス

又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第15条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

2 施設は、地域密着型施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第16条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該施設サービスが法定代理サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 施設は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額を徴収することができる。ただし、(1) (2) については、利用者負担段階により国の定める負担限度額を適用するものとする。

(1) 居住費	(基準額) 2,066円／日	第4段階	2,066円／日
(2) 食 費	(基準額) 1,445円／日	第4段階	1,445円／日
	朝食 395円／食	昼食(おやつ) 525円／食	夕食 525円／食
(3) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用			
パン食			110円／食
その他の特別食			実費
(4) 理美容代			実費
(5) インフルエンザ等予防接種			実費
(6) 居室耐震費用			実費
(7) 食事キャンセル料			食費分
(8) 預り金等管理料			1,500円／月
(9) 医療機関へ入院となった際の費用			実費
クリーニング代・オムツ代			実費
その他			実費
(10) 契約を解除される場合、居室の荷物等を撤去される日まで居住費がかかるものとする。			
(11) 電化製品の使用に対し、電源を利用になる場合は電源使用料をいただく場合がある。			
(12) 前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの			
実費			

3 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得るものとする。ただし、前項第1号から第3号までに掲げる費用に係る同意については文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第17条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない地域密着型施設サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した地域密着型施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付するものとする。

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第18条 施設長は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めるものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題を把握するものとする。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行うものとする。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、地域密着型施設サービスの目標及びその達成時期、地域密着型施設サービスの内容、地域密着型施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成するものとする。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入居者に対する地域密着型施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入居者又はその家族（以下この項において「入居者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入居者等の同意を得なければならない。）をいう。以下この条において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービスの原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案について、入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入居者に交付するものとする。
- 9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
  - (1) 定期的に入居者に面接すること。
  - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- (1) 入居者が要介護更新認定を受けた場合。
  - (2) 入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。

#### (地域密着型施設サービスの取扱方針)

- 第19条 施設は、入居者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者に係る地域密着型施設サービスの提供を適切・妥当に行うものとする。
- 2 施設は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮するものとする。
  - 3 地域密着型施設サービスの提供は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
  - 4 施設の職員は、地域密着型施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
  - 5 施設は、自らその提供する地域密着型施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

#### (介護)

- 第20条 介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、次に掲げる方法により適切な技術をもって行うものとする。
- (1) 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう適切な方法により、入居者を入浴させ、又は清拭するものとする。
  - (2) 施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
  - (3) 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者に対し、その心身の状況に応じたおむつを使用し、適切に取り替えるものとする。
  - (4) 施設は、入居者に褥瘡が発生しないよう、適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備するものとする。
  - (5) 施設は、入居者に対し、前各号に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
  - (6) 施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。
  - (7) 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせないものとする。

#### (食事の提供)

- 第21条 食事の提供は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に行うものとする。
- 2 食事の提供は、入居者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して共同生活室等で行うよう努めるものとする。

#### (相談及び援助)

- 第22条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、適切に相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

#### (社会生活上の便宜の供与等)

第23条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

- 2 施設は、入居者の心身の状況に配慮しながら、外出の機会を設けるよう努めるものとする。
- 3 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 4 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第24条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(栄養管理)

第25条 施設は、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

(口腔衛生の管理)

第26条 施設は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(健康管理)

第27条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

- 2 施設の医師又は看護職員は、その行った健康管理に関し、入居者個々の看護記録に必要な事項を記載しなければならない。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第28条 施設は、入居者が、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようするものとする。

(入居者に関する市町への通知)

第29条 施設は、地域密着型施設サービスを受けている入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに地域密着型施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第30条 入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、入居者相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1)火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (2)建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。

- (3) 喧嘩、口論又は暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。
  - (4) 許可なく飲酒しないこと。
- 2 入居者が外泊しようとするときは、あらかじめ施設長に届け出て、許可を得なければならない。
  - 3 入居者が外出しようとするときは、あらかじめ行き先、用件、所要時間等を施設の職員に申し出なければならない。

(緊急時等の対応)

- 第31条 施設は、地域密着型施設サービスの提供を行っているときに入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第5条に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておくものとする。
- 2 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

- 第32条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 施設は、入居者に対する地域密着型施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
  - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
  - 4 施設は、入居者に対する地域密着型施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生については、入居者に故意又は過失が認められる場合には、その程度に応じて施設の損害賠償責任は軽減されます。

\*損害賠償責任に関する対応：(東京海上日動火災株式会社)

(身体拘束等の禁止)

- 第33条 施設は、地域密着型施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則身体拘束等は行わない。ただし、「切迫性」「非代替性」「一時性」に鑑み、緊急やむを得ないと判断される場合についてのみ、家族の同意を得たうえで拘束を行うことがある。
- 2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
  - 3 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合でも、常に観察、再検討し要件に該当しなくなった場合には直ちに身体拘束等を解除するものとする。
  - 4 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとす

る。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

#### (虐待防止)

第34条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ることとする。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備することとする。
- (3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施することとする。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

#### (非常災害対策)

第35条 施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第36条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する地域密着型施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (衛生管理等)

第37条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

を整備すること。

- (3) 当該施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(苦情処理)

第38条 施設は、その提供した地域密着型施設サービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 施設は、その提供した地域密着型施設サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書等の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問・照会等に応じ、及び入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行うものとする。
- 4 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 5 施設は、その提供した地域密着型施設サービスに係る入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行うものとする。
- 6 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(秘密保持等)

第39条 施設の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 3 施設は、入居者及び家族の個人情報を使用する際には、国の示すガイドラインに基づき別に定める「来島会 個人情報保護規程」及び基本方針と利用目的を遵守し、利用目的以外に個人情報を使用する場合にはあらかじめ文書により入居者若しくはその家族から同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第40条 施設及び施設の職員は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設及び施設の職員は、居宅介護支援事業者又はその従事者から、当該施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(掲示)

第41条 施設は、施設の見やすい場所に、この規程の概要、職員の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下この条において単に「重要な事項」という。）を掲示するものとする。

- 2 施設は、重要な事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつで

も関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができるものとする。

3 施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

(広告)

第42条 施設は、施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域との連携等)

第43条 施設は、地域密着型施設サービスの提供に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型施設サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入居者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入居者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。

2 施設は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

3 施設は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図る等の地域との交流を図るものとする。

4 施設は、その事業の運営に当たっては、提供した地域密着型施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第44条 施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該施設における入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

(会計の区分)

第45条 施設は、地域密着型施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

2 施設の経理は、本会経理規程の定めるところによる。

(記録の整備)

第46条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 施設は、入居者に対する地域密着型施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 地域密着型施設サービス計画
- (2) 第15条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第29条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第32条の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 第33条の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心

身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (6) 第38条の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 第43条に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(委任)

第47条 この規程に定める事項のほか、施設運営について必要がある場合は、「今治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）」によるほか、この規程の趣旨、目的に反しない範囲で本会理事長が別に定める。

#### 附 則

- この規程は、平成26年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月1日から改定・施行する。
- この規程は、平成27年 8月1日から改定・施行する。
- この規程は、平成28年 4月1日から改定・施行する。
- この規程は、平成29年 4月1日から改定・施行する。
- この規程は、平成30年 4月1日から改定・施行する。
- この規程は、平成31年 4月1日から改定・施行する。
- この規程は、令和 2年 4月1日から改定・施行する。
- この規程は、令和 3年 4月1日から改定・施行する。
- この規程は、令和 3年 8月1日から改定・施行する。
- この規程は、令和 6年 4月1日から改定・施行する。
- この規程は、令和 6年 8月1日から改定・施行する。
- この規程は、令和 7年 4月1日から改定・施行する。